

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成25年3月18日号

審議会委員選挙 候補者の決定及び無投票のお知らせ

笠縫土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う選挙について、次のとおり立候補の届け出がありました。また、立候補者が選挙すべき委員の数を超えなかったため、3月31日に予定していた審議会委員選挙の投票は行ないませんのでお知らせします。

※立候補届出期間 平成25年2月26日（火）～3月7日（木）

● 笠縫土地区画整理審議会委員選挙立候補者(届出順、敬称略)

1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：11人）

番号	氏名	住所（番地以下省略）
1	しま 島 ぎき 崎 しょう 正 ぞう 三	飯能市大字笠縫
2	くり 栗 はら 原 しょう 正 じ 治	飯能市大字笠縫
3	おお 大 くま 熊 しん 進 いち 一	飯能市大字笠縫
4	すが 菅 ま 間 てつ 徹	飯能市大字笠縫
5	し 清 みず 水 かす 和 お 雄	飯能市大字川寺
6	まつ 松 むら 村 よし 慶 み 身	飯能市大字笠縫
7	さくら 櫻 い 井 よし 紀 かず 万	飯能市大字川寺
8	かん 神 だ 田 いえ 家 ぞう 三	飯能市大字笠縫
9	ひら 平 ぬま 沼 まさ 誠 ゆき 之	飯能市大字上名栗
10	やま 山 ぎし 岸 はる 治 お 夫	飯能市大字阿須
11	はん のう し ざい かぶ しき がい しゃ 飯能資材株式会社	飯能市大字双柳

2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：1人）

番号	氏名	住所（番地以下省略）
1	ふじ 藤 い 井 てる 照 お 男	飯能市大字川寺

● 審議会委員選挙の投票は行ないません。

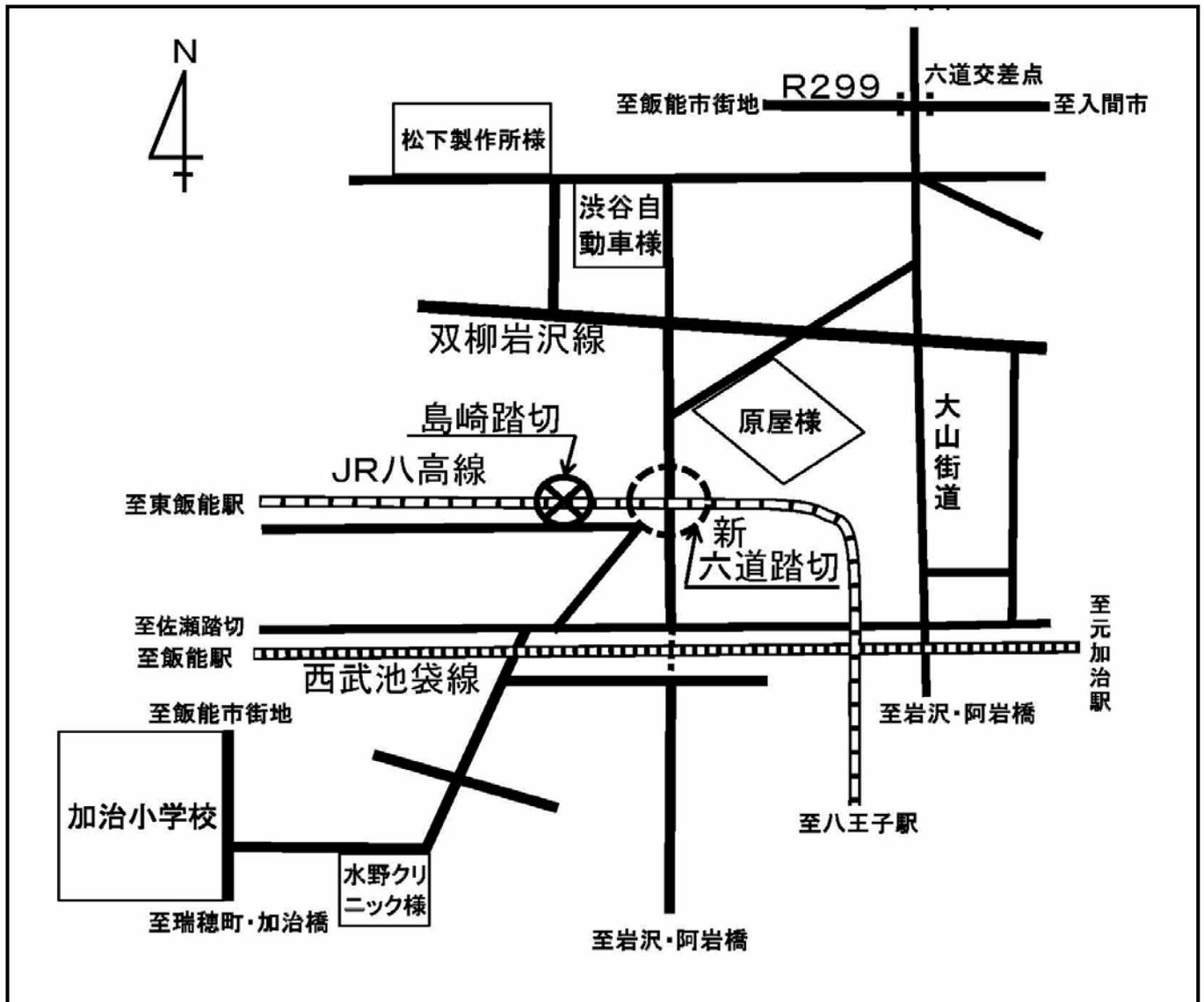
審議会委員選挙につきましては、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えなかったため、3月31日（日）に予定していた選挙の投票は行ないません。上記立候補者については4月1日の当選人の公告及び通知をもって当選となります。

その他 土地区画整理事務所からのお知らせ

JR八高線(新)六道踏切供用開始のお知らせ (笠縫土地区画整理事業地内)

長期にわたる通行止めによりご不便をおかけいたしました六道踏切が平成25年3月22日(金)に供用開始いたします。

なお、新しい六道踏切の供用開始とともに『島崎踏切』は廃止されます



笠縫土地区画整理事業進捗状況説明会報告

本年2月3日（日）、加治公民館において笠縫地区の事業進捗状況説明会を開催し 13名のご参加を頂きました。その概要についてお知らせいたします。

【説明事項】

◎平成24年度の事業の進捗状況について

- ・幹線道路整備（西幹線）に関連する造成工事及び建物移転について
- ・JR八高線六道踏切工事とその後の道路動線について
- ・下水道整備工事について

◎今後の事業の進め方について

- ・JR及び西武線の踏切の新設及び統廃合及び周辺道路の整備について
- ・2本の南北幹線道路（東側及び西側）の重点整備について
- ・東西幹線道路の整備（川寺岩沢線）について
- ・1号街区公園の整備について
- ・JR線、西武線の踏切統廃合及び2本の南北幹線道路（東側及び西側）
- ・幹線道路周辺道路の整備について
- ・下水道整備工事について

◎質疑応答

Q.六道踏切付近の歩行者専用道路について。あれだけ立派な道路なのになぜ車を通さないのですか。踏切整備前より生活が不便になってしまいました。

A.歩行者専用道路については、舗装道路で車止めを設置し、車の出入りはできません。安全性を考慮し、関係機関（県・警察・鉄道事業者等）と協議して計画した経緯があります。歩行者の安全を優先に整備しますので、車の方は遠回りになってしまいますが、ご理解いただきたいと思います。

Q.笠縫土地区画整理事業はいつ頃終わるのですか。

A.平成26年度末まで事業認可を受けていますが、進捗状況から勘案しますと平成26年度末までに事業が完了するのは難しいと思います。そうなりますと、事業計画の延長をする必要（10年程度）がありますが、そのようになった場合は、改めて皆様にご説明したいと思います。

Q.交通安全対策について。西武線踏切の整備により、今後通行車両が増えることが考えられますが、横断歩道がないと危険では。交通安全対策はどうするのですか。

A.横断歩道については警察と協議し対応しています。区画整理事務所としては、主に立て看板やグリーンベルトを設置するなどして、交通安全対策をとっています。ご指摘の道路については、区画整理事務所としても危険ではないかと認識している場所もありますので、ご相談いただければと思います。

土地区画整理事務所からのお願い

○土地の売買について

土地区画整理事業地内においても、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも、お知らせしてある換地計画の内容（仮換地案位置図）を、新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地の指定内容や換地計画の内容についてご不明な場合には、売買する前に土地区画整理事務所までご相談ください。

○土地の分筆、仮換地先の分割について

従前地について分筆を行うと、その筆に係る仮換地を分割することになります。また、換地された土地を分割したい場合には、逆に従前地の分筆が必要となります。

従前の土地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に土地区画整理事務所までご相談ください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。また、結婚などでお名前が変わった時なども届出が必要です。詳細につきましては、土地区画整理事務所までお問い合わせください。

○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所
住 所 飯能市大字笠縫 112-1
電 話 042-973-8682
Eメール kukaku@city.hanno.saitama.jp